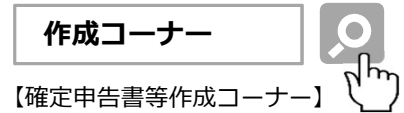


贈与税の申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

- 👍 贈与税の申告には、**ご自宅からパソコン**でご利用いただける**確定申告書等作成コーナー**が便利です！
- 👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！



STEP

2 「確定申告書等作成コーナー」で金額等を入力

- 👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

パソコンの画面に表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法で、**ICカードリーダライタがなくても、マイナンバーカードを利用して、ご自宅のパソコンからe-Tax送信ができます。**

マイナンバーカードの準備



QRコードを使ったマイナンバーカードの読み取り手順



① アプリの起動

スマートフォンで、マイナポータルアプリを起動。



② QRコード読み取り

マイナポータルアプリのQRコード読取機能を使って、パソコンの画面に表示されたQRコードを読み取る。



③ マイナンバーカード読み取り

スマートフォンに表示される画面の案内に沿って、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

〔マイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です。〕

〔マイナンバーカードをお持ちでない方も、暫定的な対応として税務署から発行を受けた「ID・パスワード」を利用して、e-Taxで送信（提出）できます。〕

■個人から財産をもらったときの贈与税の申告について

1年間（1月1日～12月31日）に財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、

- ① 「暦年課税」を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
- ② 「相続時精算課税」を適用するとき

には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。

裏面もご確認ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご案内

① トップ画面で「作成開始」を選択



② 「贈与税」を選択し入力を開始

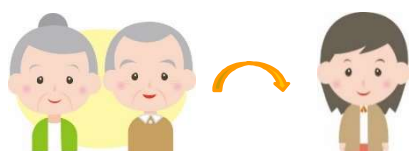


■ 添付書類のイメージデータによる提出について

e-Taxで贈与税の申告書を送信する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある特定の添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

(注) このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



贈与税のしくみと申告手続
(暦年課税、相続時精算課税)



マイナンバーカード方式での
e-Tax送信方法

こちらからアクセス！



確定申告 動画



ご不明な点がある場合

- 操作が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「[ご利用ガイド](#)」をご確認ください。また、操作方法や一般的な税についてお問い合わせの多い質問は「[よくある質問](#)」に掲載しています。
- 税について、「よくある質問」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「[タックスアンサー](#)」をご確認ください。
- タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができます。



タックスアンサー

